

車両の通行の許可の手続等を定める省令及び
道路法施行規則の一部を改正する省令案に関する
パブリックコメントの募集について

令和3年5月
国土交通省
国道路局

国土交通省では、別紙のとおり、車両の通行の許可の手続等を定める省令及び道路法施行規則の一部を改正する省令案の制定を検討しています。このため、広く国民の皆様から政令案に対する御意見を以下の要領で募集いたします。

<募集要領>

- 意見募集の対象
 - ・ 車両の通行の許可の手続等を定める省令及び道路法施行規則の一部を改正する省令案について（別紙参照）
- 意見の送付方法

下記の意見提出様式に記入の上、次のいずれかの方法で送付願います。

 - 1. 電子メールの場合（テキスト形式をお願いします）
メールアドレス：hgt-rosei0401@gxb.mlit.go.jp
国土交通省道路局路政課 パブリックコメント担当 宛
 - 2. 郵送の場合
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省道路局路政課 パブリックコメント担当 宛
 - 3. FAXの場合
FAX番号：03-5253-1616
国土交通省道路局路政課 パブリックコメント担当 宛
- 意見募集の期間
令和3年5月12日（水）～令和3年6月10日（木）必着
- 注意事項
 - ※ 頂いた御意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨御了承願います。
 - ※ 御意見を正確に把握する必要があるため、電話による御意見の受付は対応いたしかねますので、あらかじめその旨御承知おき下さい。
 - ※ 頂いた御意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性がありますので、あらかじめその旨御承知おき下さい。

[意見提出様式]

国土交通省道路局路政課 パブリックコメント担当 宛

車両の通行の許可の手続等を定める省令及び道路法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

氏名：
会社名／部署名：
住所：
電話番号：
電子メールアドレス：
意見：

【お問い合わせ先】

国土交通省道路局路政課

03-5253-8111（内線37333）

車両の通行の許可の手続等を定める省令及び道路法施行規則 の一部を改正する省令案について

I. 改正の背景

令和 2 年 5 月 27 日に公布された道路法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 31 号。以下「改正法」といいます。）により、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」といいます。）等が改正されました。

現在、車両の構造が道路構造の基準に適合しない特殊な車両（以下「限度超過車両」といいます。）を通行させようとする場合、個別審査を通じて通行の許可を行っているところ、改正後の法により、あらかじめ登録を受けた限度超過車両の通行の可否については、当該車両を道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないように通行させることができる経路（以下「通行可能経路」といいます。）の有無を即時に確認することが可能になります。

また、限度超過車両の登録等の事務については、可能な限り専門性の高い外部機関に担わせることで、より効率的に執行するため、国土交通大臣の指定を受けた指定登録確認機関が、国土交通大臣に代わり一定の業務を行うことが出来ることとなります。

改正法は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、施行にあたり「車両の通行の許可の手続等を定める省令」及び「道路法施行規則」を改正し、国土交通省令に委任された事項及び法を実施するために必要な事項に関する規定の整備を行います。

II. 改正の概要

1. 限度超過車両の通行手続関係

- （1）電子情報処理組織の使用（法第 47 条の 5、法第 47 条の 7、法第 47 条の 8、法第 47 条の 10 関係）

限度超過車両の登録の申請、通行可能経路の有無の確認の求め等を行う場合は、電子情報処理組織を使用して行うこと等とします。

- （2）登録に係る車両の幅等の基準（法第 47 条の 6 関係）

登録を受けることができる限度超過車両の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準を次のとおり定めます。

（ア）幅 3.5メートル以下

（イ）重量

・フルトレーラ連結車及びダブルスにあっては 163.6 トン以下

- ・セミトレーラ連結車にあつては143.6トン以下
- ・上記以外に掲げるもの以外の車両にあつては135.1トン以下
- (ウ) 高さ 4.3メートル以下
- (エ) 長さ
 - ・フルトレーラ連結車及びダブルスにあつては21メートル以下
 - ・セミトレーラ連結車にあつては20メートル以下
 - ・上記以外に掲げるもの以外の車両にあつては16メートル以下
- (オ) 最小回転半径 車両の最外側のわだちについて12メートル以下
- (3) 通行経路に係る記録の保存の方法の基準

限度超過車両の通行経路の記録の保存方法は、限度超過車両に搭載されたETC2.0車載器を用いて行われるものであることとします。
- (4) 積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法の基準（法第47条の6関係）

積載する貨物の重量をその積卸しの日時・場所とともに確認できるよう記録したものととして国土交通大臣が定める書類又は電磁的記録を、登録車両を確認の求めの回答の内容に従って通行させた日から1年間保存するものであることとします。
- 2. 指定登録確認機関関係（法第48条の46、法第48条の52、法第48条の53関係）
 - (1) 指定登録確認機関の指定の申請にあたり、国土交通大臣へ提出する申請書の記載事項として名称・住所等を、必要な添付書類として定款・登記事項証明書等を定めます。
 - (2) 登録等事務に関する規程（以下「登録等事務規程」といいます。）の認可申請手続として、申請書に登録等事務規程を添え、国土交通大臣に提出することを定めるほか、登録等事務規程の記載事項として、登録等事務を行う時間及び休日に関する事項、手数料の収納の方法に関する事項等を定めます。
 - (3) 帳簿の記載事項として、登録の申請をした者の氏名又は名称及び住所等を定めるほか、帳簿の保存方法・期間、登録等事務に関する書類とその保存方法・期間を定めます。

Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

施	行	改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和4年5月26日を超えない範囲内において政令で定める日）
---	---	--